

告 示

埼玉県告示第五百七十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成二十八年四月十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオン狭山店

埼玉県狭山市大字上奥富字上川原千二百二十六―一外

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

駐車場の混雑時は、周辺道路における迷惑駐車や交通渋滞が発生しないよう、交通誘導員の配置等により来店者のスムーズな誘導に努めていただきますようお願いいたします。

二 縦覧期間

平成二十八年四月十九日から平成二十八年五月十九日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県西部地域振興センター